

「横浜市勤労者福祉共済条例施行規則」の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

手続きの簡素化のため様式の押印欄を廃止するとともに、一部様式を要綱に移行するため削除することとし、規則を一部改正します。また、規則全体の文言の整理等を行います。

2 改正の概要

(1) 様式の要綱への移行

- ア 現行第4号様式以外を要綱へ移行するため削除します。
- イ 現行第4号様式を別記様式に変更するとともに、様式を一部変更します。

(2) 規則全体の整理

- ア 様式の再交付に関する手続き、届出の変更に関する手続きを追記します。
- イ 文言の整理を行います。

3 施行予定日

令和7年4月1日